5　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
⑵　旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
⑶　司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
⑷　国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑸　行政書士となる資格を有する者
⑹　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑺　労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して３年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。⑻において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して３年以上になる者
⑻　労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑼　厚生労働大臣が前記⑴から⑻までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
6　受験手続
⑴　受験申込み　受験希望者は、社会保険労務士試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。
ア　受験資格を有することを明らかにすることができる書類
イ　写真
なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請書（既に免除の決定を受けた試験科目に係るものを除く。）に所要事項を記入し、提出すること。
また、この申請書には、社会保険労務士法別表第２の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書面を添えなければならない。
⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に9,000円を払い込むことにより納付すること。
⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4880）（以下「試験センター」という。）
⑷　申込受付期間及び申込受付時間
ア　申込受付期間　平成22年４月12日（月）から５月31日（月）まで。
イ　申込受付時間　午前９時30分から午後５時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成22年５月31日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。
⑸　受験地変更の取扱い　受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、平成22年７月２日（金）までに試験センターへ文書で届け出ること。
7　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。
8　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成22年11月５日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。
9　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。
⑵　受験申込書の請求等を郵便によって行う場合には、140円（速達の場合は410円）分切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。
⑶　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、受験希望者は⑵により申し出ること。

公　告

諮　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（へ）第２２号
東京都港区南麻布１丁目18番４号
申立人　株式会社佐藤渡辺
代表者代表取締役　渡邉　忠泰
申立人代理人弁護士　佐藤　嘉記
同　久保　義人
同　鈴木　順
権利を争う旨の申述の終期　平成22年７月８日
平成22年３月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　５通
⑴手形番号　ＡＸ116008
金額　762,090円
支払期日　平成22年４月20日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行本店
振出日　平成22年１月15日
振出地　東京都港区
振出人　世紀東急工業株式会社　取締役社長　小寺　浩
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＦ240572
金額　410,000円
支払期日　平成22年５月15日
支払地　東京都品川区
支払場所　株式会社三井住友銀行荏原支店
振出日　平成22年１月15日
振出地　東京都大田区
振出人　株式会社イハラ　代表取締役　伊原　久次
受取人　有限会社岸本興業
裏書人　有限会社岸本興業　代表取締役　岸本　勝二
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人
⑶手形番号　ＡＶＳ74144
金額　1,320,000円
支払期日　平成22年５月10日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行内幸町営業部
振出日　平成22年１月12日
振出地　東京都港区
振出人　日本道路株式会社　取締役社長　三好　武夫
受取人　有限会社岸本興業
裏書人　有限会社岸本興業　代表取締役　岸本　勝二
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人
⑷手形番号　ＡＸ126203
金額　5,000,000円
支払期日　平成22年５月20日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行内幸町営業部
振出日　平成22年１月20日
振出地　東京都江東区
振出人　株式会社竹中道路　取締役社長　三浦　克
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑸手形番号　ＡＸ126204
金額　2,376,041円
⑸の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑷の約束手形の記載に同じ

平成２２年（へ）第２７号
石川県小松市高堂町ロ75番地
申立人　株式会社曽田製作所
代表者代表取締役　曽田　国忠
権利を争う旨の申述の終期　平成22年７月８日
平成22年３月25日　東京簡易裁判所